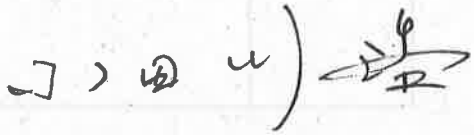


（印）

（印）

つくばみらい市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 5 年 6 月 19 日

つくばみらい市長 

つくばみらい市条例第 17 号

つくばみらい市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年つくばみらい市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

執行機関	事務
1 市長	つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 60 号）による医療福祉費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの

」を

「

執行機関	事務
1 市長	つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 60 号）による医療福祉費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの
	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの

」に

改める。

別表第 2 中

「

執行機関	事務	特定個人情報

1 市長	つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例による医療福祉費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項に関する情報であって規則で定めるもの
------	----------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

」を

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例による医療福祉費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民票関係事項に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）による公的給付支給等口座登録簿に関する情報（以下「公金受取口座情報」という。）であって規則で定めるもの
		健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの

生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
	公金受取口座情報であって規則で定めるもの
	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの	

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。